

○会計検査院規則第一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年一月三十一日

会計検査院長 田中 弥生

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二東京地下鉄株式会社の項を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 令和六年十月二十二日以前の期間に係る東京地下鉄株式会社の計算証明については、なお従前の例による。

改 正 後		改 正 前													
（株式会社の証明責任者、証明期間及び計算書等） 第八十二条 別表第二の第一欄に掲げる株式会社の会計については、証明責任者は、代表取締役（指名委員会等設置会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、代表執行役）とし、証明期間は、一月とする。 2 計算書は、合計残高試算表とする。 3 次条及び第八十四条に定めるもののほか、前項の計算書の証拠書類その他会計検査院に提出しなければならない書類については、会計検査院が別に指定する。 （合計残高試算表の添付書類） 第八十三条 合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三 （略） 2 前項の書類のほか、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表には、別表第二の第二欄に掲げる法律の規定に規定する当該事業年度の予算、事業計画又は資金計画（以下「予算等」という。）及びその添付書類（当該法律に基づく命令の規定により、予算等に添付しなければならないとされている書類をいう。以下この項において同じ。）を添付しなければならない。予算等に変更があったときは、変更後の予算等及びその添付書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。 （計算書類等及びその添付書類等） 第八十四条 会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成したときは、定時株主総会の終結後遅滞なく、これを会計検査院に提出しなければならない。 2・3 （略） 別表第 2 （第八十二条、第八十三条関係）		（株式会社の証明責任者、証明期間及び計算書等） 第八十二条 （同左） 2 （同左） 3 （同左） （合計残高試算表の添付書類） 第八十三条 （同左） 一～三 （同左） 2 （同左） （計算書類等及びその添付書類等） 第八十四条 （同左） 2・3 （同左） 別表第 2 （第八十二条、第八十三条関係）													
<table><tr><th>一</th><th>二</th></tr><tr><td>中間貯蔵・環境安全事業株式会社</td><td>中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第十二条</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	一	二	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第十二条	（略）	（略）	<table><tr><th>一</th><th>二</th></tr><tr><td><u>東京地下鉄株式会社</u></td><td><u>東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）第六条</u></td></tr><tr><td>中間貯蔵・環境安全事業株式会社</td><td>中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第十二条</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	一	二	<u>東京地下鉄株式会社</u>	<u>東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）第六条</u>	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第十二条	（略）	（略）
一	二														
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第十二条														
（略）	（略）														
一	二														
<u>東京地下鉄株式会社</u>	<u>東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）第六条</u>														
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第十二条														
（略）	（略）														